



2008年2月28日

各 位

会社名 ソネットエンタテインメント株式会社
代表者役職名 代表取締役 社長
吉田 憲一郎
(コード番号 3789 東証一部)
問合せ先 取締役 十時 裕樹

株式会社ゲームポット株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式会社ゲームポット（札幌証券取引所アンビシャス（以下「札証アンビシャス」といいます。）：コード3792。以下「対象者」といいます。）の株式及び新株予約権を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

尚、当社は、本公開買付け及びその後の一連の手続きにより、対象者を完全子会社化することを予定しております。

記

1. 本件の目的

(1) 本公開買付けの概要

当社は、現在、対象者の普通株式 23,200 株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合（以下「株式所有割合」といいます。） 25.03%）を所有しており、対象者を持分法適用会社としております。また、当社は、対象者が 2006 年 10 月 3 日付で発行した第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（新株予約権の行使により発行等される可能性のある株式は、7,348 株）（以下「本新株予約権付社債」といいます。）の全部を所有しております。

この度、当社は、当社が所有する対象者の株式及び本新株予約権付社債を除いた、対象者の発行済株式（本公開買付けにおける買付け等の期間の末日までに本新株予約権（下記「2. 買付け等の概要 (3) 買付け等の価格」において定義されます。以下同じとします。）の行使により発行等される可能性のある対象者の普通株式を含みます。以下同じとします。）及び新株予約権の全部を取得することを目的として、本公開買付けを実施いたします。

尚、対象者は、2008 年 2 月 28 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明する旨の決議をしております。

(2) 本公開買付けを実施する背景、理由及びその後の経営方針

当社は、「So-net（ソネット）」ブランドのもと、ブロードバンド接続サービスの

提供を中心とした接続事業、並びに、インターネットを通じたコンテンツ提供、インターネット広告、商品販売、ライセンスビジネス、法人向けソリューションサービス等のポータル事業等を展開しております。当社は、「ネットワークエンタテインメントの追求」をビジョンに掲げ、2007年度からの3カ年を実行期間とする中期経営計画において、オンラインゲームをネットワークエンタテインメントの中核の一つとして位置付けております。

一方、対象者は、「インターネットを使った新しい遊びの創造」を経営理念に掲げ、インターネットを通じて参加者が相互に交流しながら遊ぶオンラインゲーム事業及び携帯電話でのゲーム配信を中心としたモバイルコンテンツ事業を展開しております。尚、対象者は、株式会社アエリア（以下「アエリア」といいます。）の連結子会社です。

2006年9月、当社及び対象者は、ブロードバンド接続の急速な普及に伴い、オンラインゲーム市場が拡大する中、当社のキャラクター資産・ブロードバンド接続業者としてのノウハウ及び対象者のオンラインゲーム企画・運営のノウハウの融合等により両者のオンラインゲーム事業を拡大すること等を目的として、資本提携を行うことに合意いたしました。かかる資本提携のため、2006年10月、当社は、対象者の第三者割当増資の引受け及び本新株予約権付社債の引受けを行い、また、アエリアが所有する対象者の発行済株式の一部を譲り受けました（以下「本資本提携」といいます。）。これにより、対象者は、当社の持分法適用会社となりました。

国内におけるオンラインゲームの市場規模は、2007年で1,850億円、2008年で2,190億円、2012年には4,580億円まで達すると予測され（株式会社野村総合研究所の開示資料より抜粋。）、市場規模は順調な拡大傾向にあります。しかし、多数の新規事業者の参入やオンラインゲームユーザーの嗜好の多様化等により、オンラインゲーム業界の今後の競争環境は激化することが予想されます。また、オンラインゲームを始めとするインターネット関連事業においては、技術革新及び市場やユーザーのニーズの変化が急速であり、これらの変化に迅速かつ柔軟に対応することは、今後ますます重要になっていくものと思われま

す。当社及び対象者は、本資本提携以降、当社が保有するキャラクター資産及び対象者の有するオンラインゲームの企画・運営ノウハウとを融合させた新しいオンラインゲームの企画・開発等に関し、様々な協業の検討を重ねてまいりましたが、上記のような市場環境のなか、対象者が継続的にその事業を成長させるためには、当社が対象者を完全子会社化した上で、当社グループが対象者に対して更に経営資源を投入し、両者のシナジーを最大限に発揮することが必要であるという結論に達しました。当社は、かかる完全子会社化により、中長期的な視点から、必要な決定を迅速かつ効率的に行うことのできる体制が構築され、対象者の企業価値を向上させる

ことができるものと考えております。

以上の理由により、当社は、対象者を完全子会社化するための一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。尚、当社は、本公開買付けにより対象者の株式の全部を取得できない場合には、下記(5)記載の手續により、対象者の株主に対して株式の換価の機会を提供しつつ、対象者を完全子会社化することを計画しております。

当社は、本公開買付け及び対象者の完全子会社化後、①「ポストペット」や「リヴリーアイランド」等の当社のキャラクター資産やコンテンツと、対象者のオンラインゲームの企画・運営ノウハウの融合を更に強化し、他社と差異化された独自のオンラインゲーム及びゲームコミュニティを共同開発・共同展開すること、②両者の海外拠点を活かして、海外でのライセンス事業やパブリッシング事業展開を強化すること、③当社のインターネット広告事業のノウハウを活かし、新たなゲーム内広告事業を推進すること、④341万人の会員数とブランド力を有する当社との提携により対外的信用力を高め、対象者のユーザー及び優良コンテンツ等の獲得力を強化すること、⑤当社と対象者のユーザーIDの連携により、対象者のオンラインゲームの会員数を拡大すること等の施策を検討・実行することにより、対象者の企業価値を向上させることができると考えております。

当社は、買付け等の期間中である2008年3月21日開催予定の対象者の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において承認された場合には、取締役1名を対象者に派遣し、対象者の経営体制の強化に努める予定です。また、本定時株主総会において承認された場合には、監査役1名についても対象者に派遣する予定です。本定時株主総会においてかかる取締役・監査役の選任が承認された場合、当社は、本公開買付け成立後に役員等の構成の変更を行うことは今のところ予定しておりません。

(3) 買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等

対象者は、現在、当社の子会社ではありませんが、当社は、対象者の普通株式23,200株（株式所有割合25.03%）を所有して対象者を持分法適用会社としており、また下記(4)のとおり当社が対象者の親会社であるアエリアとの間で本公開買付けの決済の開始日（以下「本決済日」といいます。）までに開催される対象者の株主総会における議決権の行使に関する合意をしております。このような状況を踏まえ、当社及び対象者は、買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）の公正性の担保及び利益相反の回避のための配慮を行っております。

当社は、財務アドバイザーとしてモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「モルガン・スタンレー証券」といいます。）を、法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選任し、両者の助言を得ながら、対象者の完全子会社化の検討を進めてまいりました。また、当社は、買付価格の決定について、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるモルガン・スタンレー証券に対して、対象者の株式価値の評価を依頼し、2008年2月25日付でモルガン・スタンレー証券より株式価値算定書（以下「株式価値算定書」といいます。）の提出を受けました。当社は、これらのアドバイザーの助言及び株式価値算定書を踏まえて、アエリア及び対象者との協議・交渉の上、買付価格を110,000円と決定いたしました。

尚、本公開買付けの買付価格である1株当たり110,000円は、2008年2月22日までの過去3ヶ月間の札証アンビシャスにおける終値の単純平均値78,267円（小数点以下を四捨五入）に約40.54%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

また、当社は、法第27条の2第5項、令第8条第5項第3号及び府令第5条第5項の規定に従った法令上の要求として、本公開買付けの対象に本新株予約権も含めておりますが、本新株予約権は、ストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件（具体的には、新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても対象者の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要する等の条件）が付されており、当社が、本公開買付けにより、本新株予約権を買い付けたとしてもこれを行行使することが出来ないものと解されることから、当社は本新株予約権の買付価格を1個につき金1円と設定しております。

また、対象者は、2008年2月28日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明する旨の決議をしております。

対象者の取締役会は、本公開買付けにおける買付け等の価格の評価の公正性を担保し、かつ当社との利益相反を回避するために、当社とは別個に、当社及び対象者とは独立した第三者機関であるCS アカウンティング株式会社（以下「CSA」といいます。）に対象者の株式価値の評価を依頼し、2008年2月25日付で対象者の株式価値に関する「株式価値評価報告書」（以下「評価報告書」といいます。）を取得いたしました。

2008年2月28日開催の対象者の取締役会においては、評価報告書を参考にしながら、買付価格その他の本公開買付けに関する諸条件の妥当性について、当社及び対象者の財務状況、事業上のシナジー及び株主間の公正性等の観点から慎重に検討いたしました。また、対象者は、本公開買付けの諸条件の検討にあたり、対象者の法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所より、適宜助言を受けました。その結果、対象者においては、これらの評価報告書及び助言を参考として、

本公開買付けが対象者の経営基盤の強化や今後の事業拡大に寄与するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、本公開買付けが対象者の株主に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであるとの判断がなされ、決議に参加した対象者取締役の全員一致で本公開買付けに賛同する旨の取締役会決議がなされております。

尚、当社はアエリアとの間で、下記(4)のとおり本決済日までに開催される対象者の株主総会における議決権の行使に関する合意をしているところ、対象者の取締役である安田剛氏及び長嶋貴之氏はアエリアの取締役を兼任していることから、公正性を担保し、かつ利益相反を回避するために、これらの者は、本公開買付けに対する意見表明に関する審議及び決議には参加しておりません。

また、対象者は、2008年2月28日開催の取締役会において、2007年12月31日を基準日とする期末配当に関する議案を本定時株主総会(2008年3月21日開催予定)に上程しない旨の決議を行っております。

(4)本公開買付けに関する合意等

当社は、対象者の親会社であるアエリアとの間で、2008年2月28日付で「公開買付け応募契約書」を締結しており、同契約に基づき、(i)アエリアが、その所有する対象会社の発行済株式の全部(41,124株、株式所有割合44.36%)について本公開買付けに応募すること、及び(ii)アエリアが、当社の指示に従い本決済日までに開催される対象者の株主総会における議決権を行使し、また、当社が要請する場合には、当該株主総会における全ての議決権行使を当社に対して委任する旨の包括委任状を当社に対して提出する旨を合意しております。

また、当社は、長嶋貴之氏(アエリア代表取締役会長かつ対象者取締役、株式所有割合5.66%)、小林祐介氏(アエリア代表取締役社長、株式所有割合4.46%)、須田仁之氏(アエリア取締役、株式所有割合0.28%)からも、これらの者が所有する対象者の株式の全部について本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

(5)本公開買付け後の予定(いわゆる二段階買収に関する事項)

当社は、本公開買付けにおいて対象者の全株式等を取得できなかった場合には、以下に述べる方法により、対象者を完全子会社化することを予定しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、当社は、(i)①対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うこと、及び③対象者の当該株式の全部取得と引き換えに別個の種類の対象者株式を交付すること、以上①乃至③を付議議案に含む株主総会、並びに(ii)上記(i)②の定款一部変更を付議議案に含む対象者の普通

株主による種類株主総会の開催を対象者に要請する予定です。尚、当社は、上記の株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として対象者の別個の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。尚、当該端数の合計数に相当する当該対象者株式の売却の結果当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本書提出日現在未定であります。尚、対象者が、当社がその発行済株式の100%を所有する完全子会社となるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定であります。上記(i)②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、(a)少数株主の権利保護を目的として会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる権利を有しており、また、(b)同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができます。これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格とは異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

尚、本公開買付けは、上記株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。

また、上記方法については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の当社の株券等所有割合又は当社以外を対象者株主の対象者の株式の所有状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施し、また実施に時間を要する可能性があります。ただし、その場合でも、当社以外を対象者の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、完全子会社化をすることを予定しております。

尚、本公開買付け、その後の完全子会社化に伴う各種手続の実行によって交付される対価としての金銭の受領、又は当該手続の実行に係る株式買取請求による買取

り等の場合の税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

また、本新株予約権については、本公開買付けが成立したものの本新株予約権の全てを取得できなかった場合、当社は、対象者に対して、新株予約権を消滅させるために必要な手続を行うことを要請し、対象者は、かかる要請に応じて、新株予約権を消滅させるために必要な手続を行う場合があります。

(6) 上場廃止となる見込みがある旨

対象者の普通株式は、現在、札証アンビシャスに上場されておりますが、本公開買付けにおいては買付予定の株券等の数の上限が設けられておらず、応募株券等の全部の買付けが行われるため、本公開買付けの結果次第では、対象者普通株式に係る株券は、本証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、当該基準に該当しない場合でも、当社は、本公開買付けの終了後に、適用ある法令に従い、完全子会社化を実施することを予定しておりますので、その場合には、対象者普通株式に係る株券は上場廃止となります。

上場廃止後は、対象者株式に係る株券を本証券取引所において取引することができなくなり、当該株式を将来売却することは困難になることが予想されます。対象者株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類の対象者株式での上場申請は行われたい予定です。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

| | | |
|------------------------------|--|--------|
| ①商号 | 株式会社ゲームポット | |
| ②事業内容 | オンラインゲームの企画・配信・運営及びモバイルコンテンツの開発・企画・配信・運営 | |
| ③設立年月日 | 2001年5月17日 | |
| ④本店所在地 | 東京都港区高輪三丁目26番33号 | |
| ⑤代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 植田 修平 | |
| ⑥資本金 | 742百万円 | |
| ⑦大株主及び持株比率 (2007年6月30日現在) | 株式会社アエリア | 43.76% |
| | ソネットエンタテインメント株式会社 | 25.03% |
| | 長嶋 貴之 | 5.66% |
| | 小林 祐介 | 4.46% |
| | 植田 修平 | 2.81% |

| | | |
|---------------|---|-------|
| | 安田 剛 | 2.79% |
| | 李 賢淑 | 1.78% |
| | タスカンキャピタルエルエルシー | 1.12% |
| | アエリア センシブ モバイルインターネット フェント ¹ | 1.08% |
| | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 0.56% |
| ⑧買付け者と対象者の関係等 | | |
| 資本関係 | 当社は、現在、対象者の株式の25.03%を所有しています。 | |
| 人的関係 | 当社の従業員である岩間崇が対象者の取締役役に就任しておりましたが、2007年11月15日付にて退任しております。そのほか、該当ありません。 | |
| 取引関係 | 当社の2007年3月期（2006年4月1日～2007年3月31日）において、対象者との間で、ホスティングに関する取引があります。 | |
| 関連当事者への該当状況 | 上記のとおり当社は対象者の発行済株式総数の25.03%（23,200株）を所有しており、対象者を持分法適用会社としているため、連結財務諸表規則第15条の4に定める関連当事者に該当します。 | |

(注1) 上記①ないし⑦は、対象者が2007年9月27日に提出した第7期半期報告書に基づき作成しております。

(注2) 株式会社アエリアの2007年10月3日付で提出された変更報告書によれば、同社の対象者所有株式数は41,124株であり、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は44.36%となっております。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2008年2月29日（金曜日）から2008年4月11日（金曜日）まで（30営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

① 普通株式1株につき、金110,000円

② 2006年3月25日開催の第5回定時株主総会及び2006年4月13日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）

1個につき、金1円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

a. 普通株式

当社は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格である 110,000 円を、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるモルガン・スタンレー証券が当社に対して提出した株式価値算定書を参考にして決定いたしました。株式価値算定書では、市場株価平均法、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF 法」といいます。）、類似会社比較法等の各手法を用いて分析がなされております。上記の各手法において評価された対象者の普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下の通りです。

| | |
|---------|------------------------|
| 市場株価平均法 | : 71,795 円から 78,267 円 |
| DCF 法 | : 95,785 円から 122,630 円 |
| 類似会社比較法 | : 80,911 円から 113,141 円 |

尚、市場株価平均法では、2008 年 2 月 22 日を算定基準日として、対象者の札証アンビシャスにおける対象者の株価終値の 1 ヶ月平均、3 ヶ月平均を基に、1 株当たりの株式価値の範囲を算定しています。

当社は上記の評価結果を参考にしつつ、1 株当たり株式価値の範囲を、市場株価平均法による算定結果の最低値である 71,795 円から DCF 法による算定結果の最高値である 122,630 円の範囲内で検討することとし、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつアエリア及び対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、買付価格を 1 株当たり 110,000 円と決定いたしました。

尚、本公開買付けにおける買付価格は、2008 年 2 月 22 日までの過去 3 ヶ月間の札証アンビシャスにおける終値の単純平均値 78,267 円（小数点以下を四捨五入）に対して約 40.54%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた額になります。

b. 新株予約権

2008 年 2 月 27 日現在において、本新株予約権 1 株当たりの行使価格は 389,000 円であり、本公開買付けの普通株式 1 株当たりの買付価格 110,000 円を 279,000 円上回っております。

また、本新株予約権は、ストックオプションとして発行されたものであり、権利行使に係る条件（具体的には、新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても対象者の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要する等の条件）が付されており、当社が、本公開買付けにより、本新株予約権を買い付けたとしてもこれを行使することが出来ないものと解されることから、本新株予約

権の買付価格を1個につき金1円と設定しております。

② 算定の経緯

a. 本公開買付けの検討の経緯について

当社は、2006年10月に対象者と資本提携を行い、両者のシナジーを活かした協業等の検討を重ねてまいりました。さらに、当社は、2007年12月から、対象者を子会社化することについて、エアリア及び対象者との間で、協議・交渉を行ってまいりました。

b. 第三者算定機関からの株式価値算定書の取得について

当社は、対象者の株式価値を算定するために、2007年12月に当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるモルガン・スタンレー証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。当社は、本公開買付けにおける買付価格を決定するにあたり、参考情報とするべく、対象者の株式価値に関する株式価値算定書を2008年2月25日付でモルガン・スタンレー証券より取得しております。

尚、当該株式価値算定書は、算定機関が買付価格の公正性について表明しているもの（いわゆるフェアネスオピニオン）ではありません。

c. 株式価値算定書の概要について

モルガン・スタンレー証券は、市場株価平均法、DCF法及び類似会社比較法等の各評価手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。その算定結果は以下の通りです。

| | |
|---------|----------------------|
| 市場株価平均法 | : 71,795円から 78,267円 |
| DCF法 | : 95,785円から 122,630円 |
| 類似会社比較法 | : 80,911円から 113,141円 |

d. 本公開買付けの買付価格の決定経緯について

当社は、モルガン・スタンレー証券による株式価値算定書の各評価手法の算定結果を比較検討し、市場株価平均法による算定結果の最低値である71,795円からDCF法による算定結果の最高値である122,630円を対象者の株式価値の範囲と考え、エアリア及び対象者と協議・交渉を行いました。その上で、当社は、かかる協議・交渉の結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、最終的に2008年2月28日開催の取締役会において、本公開買付けの実施及び本公開買付けにおける買付価格を1株につき110,000円とすることを決定いたしました。

また、当社は、本新株予約権の買付価格についても、上記「算定の基礎」の「(2)

新株予約権」において記載の理由に基づき、買付価格を1円と決定いたしました。

e. 買付価格の公正性を担保し、利益相反を回避するための措置について

対象者の取締役会は、本公開買付けにおける買付け等の価格の評価の公正性を担保し、かつ当社との利益相反を回避するために、当社とは別個に、当社及び対象者とは独立した第三者機関であるCSAに対象者の株式価値の評価を依頼し、2008年2月25日付で評価報告書を取得いたしました。また、2008年2月28日開催の対象者の取締役会においては、評価報告書を参考にしたうえで、買付価格その他の本公開買付けに関する諸条件の妥当性について、当社及び対象者の財務状況、事業上のシナジー及び株主間の公正性等の観点から慎重に検討いたしました。また、対象者は、本公開買付けの諸条件の検討にあたり、対象者の法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所より、適宜助言を受けました。その結果、対象者においては、これらの評価報告書及び助言を参考として、本公開買付けが対象者の経営基盤の強化や今後の事業拡大に寄与するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、本公開買付けが対象者の株主に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであるとの判断がなされ、決議に参加した対象者取締役の全員一致で本公開買付けに賛同する旨の取締役会決議がなされております。

尚、当社はアエリアとの間で、本決済日までに開催される対象者の株主総会における議決権の行使に関する合意をしているところ、対象者の取締役である安田剛氏及び長嶋貴之氏はアエリアの取締役を兼任していることから、公正性を担保し、かつ利益相反を回避するために、これらの者は、本公開買付けに対する意見表明に関する審議及び決議には参加しておりません。

③ 算定機関との関係

当社及び対象者の関連当事者には該当しません。

(5) 買付予定の株券等の数

| 株券等種類 | ①株式に換算した買付予定数 | ②株式に換算した超過予定数 |
|------------|---------------|---------------|
| 株 券 | 50,764 (株) | — (株) |
| 新株予約権証券 | — (株) | — (株) |
| 新株予約権付社債券 | — (株) | — (株) |
| 株券等預託証券() | — (株) | — (株) |
| 合 計 | 50,764 (株) | — (株) |

- (注 1) 応募株券等の数の合計が「株式に換算した買付予定数」(以下「買付予定の下限」といいます。)(50,764株)に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定の下限(50,764株)以上のときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注 2) 対象者が所有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。尚、対象者が2007年9月27日に提出した第7期半期報告書によれば、対象者は、2007年6月30日現在自己株式は所有していません。
- (注 3) 公開買付期間末日までに対象者の新株予約権が行使される可能性があります、当該行使により発行等された又は発行等される株式も本公開買付けの対象としております。
- (注 4) 本公開買付けにおいては、買付け等を行う株券等の上限を設定しておりませんので、公開買付者が本公開買付けにより取得する可能性のある株券等の最大の数は、上記半期報告書に記載された数値を基準とすると、2007年6月30日現在の発行済株式総数(92,695株)に同報告書に記載された2007年8月31日現在の本新株予約権(785個)の行使により発行等された又は発行等される可能性のある対象者株式(785株)を加算し、本書提出日現在で公開買付者が所有する対象者株式数(23,200株)を控除した株式数(70,280株)となります。尚、当社が所有する本新株予約権付社債は本公開買付けの対象となっていないため、本新株予約権付社債に係る新株予約権の行使により発行等される可能性のある株式は、当社が取得する可能性のある株券等の最大の数に加算していません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

| | | |
|------------------------------|---------|-----------------------------|
| 買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 | 30,548個 | (買付等前における株券等所有割合 30.30%) |
| 買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 | 53,360個 | (買付等前における株券等所有割合 52.92%) |
| 買付予定の株券等に係る議決権の数 | 50,764個 | (買付等後における株券等所有割合 80.64%) |
| 対象者の総株主等の議決権の数 | 92,695個 | |

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(50,764株)に係る議決権の数を記載しています。
- (注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しています。ただし、特別関係者の所有株券等も本公開買付けの対象としていますので、「買付等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算していません。

- (注3)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の2007年9月27日提出の第7期半期報告書に記載された総株主等の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては買付予定数に上限を設定しておりませんので、「買付等前における株券等所有割合」及び「買付等後における株券等所有割合」の計算においては、上記半期報告書に記載された2007年6月30日現在の総株主等の議決権の数(92,695個)に①上記半期報告書に記載された2007年8月31日現在の本新株予約権(785個)の行使により発行等された又は発行等される可能性のある対象者株式(785株)及び②本新株予約権付社債の新株予約権の行使により発行等される可能性のある対象者株式(7,348株)の合計(8,133株)を加算した後の対象者株式数100,828株に係る議決権の数100,828個を分母(対象者の総株主等の議決権の数)として計算しています。
- (注4) 応募株券等の数の合計が買付予定の下限以上のときは、応募株券等の全部の買付け等を行いますので、「買付等後における株券等所有割合」は最大100%となる可能性があります。
- (注5)「買付等前における株券等所有割合」及び「買付等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金

5,584,040千円

上記の買付代金には、買付予定数(50,764株)に1株当たりの買付価格を乗じた金額を記載しています。さらに、応募株券等の数の合計が買付予定の下限以上のときは、応募株券等の全部の買付け等を行いますので、本公開買付けの対象とする応募株券等を全て買付けた場合の買付代金は、7,730,800千円となります。

(8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

東海東京証券株式会社 東京都中央区京橋一丁目7番1号

- ② 決済の開始日

2008年4月21日(月曜日)

- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた応募株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定の下限（50,764株）に満たないときは、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の数の合計が買付予定の下限以上のときは、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第2号、第3号イないしチ、第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法27条の6第1項第1号の規定により公開買付け期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。ただし、当該公告を公開買付け期間末日までに行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付け期間末日の16時00分までに、下記に指定する者の本店又は全国各支店に公開買付け応募申込の受付票を添付のうえ公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（解除書面）を交付又は送付してください。ただし、解除書面が公開買付け期間末日の16時00分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

東海東京証券株式会社 東京都中央区京橋一丁目7番1号

（その他の東海東京証券株式会社全国各支店）

尚、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

当社は、法27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条

件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、法 27 条の 8 第 11 項ただし書に規定される場合を除き、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

2008年2月29日（金曜日）

(11) 公開買付代理人

東海東京証券株式会社 東京都中央区京橋一丁目 7 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針については、上記「1. 本件の目的」をご参照ください。
また、本公開買付けによる当社の連結業績及び個別業績への影響は軽微です。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

当社は、2006年9月、対象者との間で資本提携を行うことに合意し、かかる資本提携のため、2006年10月、対象者の第三者割当増資の引受け及び本新株予約権付社債の引受けを行い、また、エアリアが所有する対象者の発行済株式の一部を譲り受けました。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

当社は、対象者取締役である長嶋貴之氏から、同氏が所有する対象者の全株式(5,246株、対象者株式所有割合 5.66%)について、本公開買付けに応募する旨の同意を得

ています。

(3) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 決算短信の公表

対象者は、2008年2月14日に、2007年12月期決算短信を公表しております。当該公表に基づく同期の対象者の個別損益状況は以下のとおりです。尚、当該内容につきましては、法第193条の2の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際かかる検証を行っておりません。

2007年12月期の個別業績（2007年1月1日～2007年12月31日）

a. 損益の状況

| 決算年月 | 2007年12月期（第7期） |
|------------|----------------|
| 売上高 | 3,745,802千円 |
| 売上原価 | 2,051,439千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 879,741千円 |
| 営業外収益 | 7,724千円 |
| 営業外費用 | 21,600千円 |
| 当期純利益 | 465,723千円 |

b. 1株当たりの状況

| 決算年月 | 2007年12月期（第7期） |
|------------|----------------|
| 1株当たり当期純利益 | 5,053.40円 |
| 1株当たり配当額 | －円 |
| 1株当たり純資産額 | 29,829.96円 |

② 株式の取得及び売却

対象者は、2008年2月25日付プレスリリースにおいて、対象者の同日付の取締役会においてアエリアの連結子会社である株式会社アエリアIPMの発行済株式の全部を、2008年2月29日付でアエリアから取得することを決議した旨を公表しております。

【その他の注記】

- (注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、ソネットエンタテインメント株式会社を指し、「対象者」とは、株式会社ゲームポットを指します。
- (注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しない場合があります。
- (注3) 本書中の「法」とは金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注4) 本書中の「令」とは金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。

- (注5) 本書中の「府令」とは発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。また、本文中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日を除いた日数をいいます。
- (注7) 本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第13条(e) 項又は第14条(d) 項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれる財務諸表は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国の会社の財務諸表と同等のものとは限りません。
- (注8) 本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注9) 本書中の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）第27A条及び米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

以 上

(お問い合わせ先)

ソネットエンタテインメント株式会社 IR 担当

〒141-6010 東京都品川区大崎 2-1-1 電話 03-5745-1500

ホームページ : <http://www.so-net.ne.jp/corporation/IR/>